

## 島田市 I J U 支援事業奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、移住者の定住の促進による地域の活性化を図るため、市内に住宅を新築し、又は新築住宅を購入する県外からの移住者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市内に5年以上生活の本拠を置き、かつ、市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋若しくは家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。以下同じ。）又はマンションの専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいい、人の居住の用以外の用に供する専有部分との共用に供する部分を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 新築住宅 新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (4) 特定建築業者 建設業法（昭和27年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人にあっては市内に本店又は支店若しくは営業所を有し、個人にあっては市内に主たる事業所を有するものをいう。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住宅を新築し、又は新築住宅を購入した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 定住の意思をもって県外から平成31年4月1日以後に市内に転入をしていること。
  - (2) 転入をした日前1年間、県外の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されていたこと。
  - (3) 令和2年4月1日から転入後1年を経過した日までに住宅の工事請負契約又は新築住宅の売買契約を締結していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としてしない。
- (1) 賃貸を目的として、住宅を新築し、又は新築住宅を購入した者
  - (2) 奨励金の交付を受けようとする者及び当該者と生計を一にする世帯の構成員（以下「同居家族」という。）に係る市税、介護保険料、国民健康保険税、保育所

の保育料、水道料、下水道使用料、市営住宅の家賃、子育て世代型住宅の家賃、市の汚水処理場の使用料及び学校給食費保護者負担金の滞納がある者  
(交付の対象となる住宅)

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）の要件は、次のとおりとする。

(1) 居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること（家屋の部分又はマンションの専有部分の一部を人の居住の用に供する場合にあっては、人の居住の用に供する部分の当該家屋の部分又はマンションの専有部分の床面積に対する割合が4分の1以上であること。）。

(2) 次に掲げる室及び設備を全て有していること。

- ア 居室
- イ 玄関
- ウ 専用の台所
- エ 浴室
- オ 便所

(3) 住宅の新築又は新築住宅の購入に要する経費が1,000万円を上回ること。  
(奨励金の額及び交付の方法)

第5条 奨励金の額及び交付の方法は、別表のとおりとする。

(奨励金の交付の回数)

第6条 奨励金の交付は、交付対象者1人につき1回とする。

2 複数の者が交付対象住宅を共有している場合は、当該交付対象住宅に係る持分の割合が最も高い者（当該者が複数いる場合は、その代表者）又は世帯主に交付する。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、交付対象住宅の建築工事が完了した日又は売買契約を締結した日から起算して1年を経過した日までに、IJU支援事業奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める書類は、省略することができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（本籍地及び続柄が記載されたものに限る。）
- (2) 世帯全員の戸籍の附票その他の県外に1年以上居住していたことが分かる書類の写し
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 住宅の登記事項証明書の写し
- (5) 住宅の平面図及び位置図
- (6) 住宅の全景及び第4条第2号に掲げる室及び設備を確認することができる写真
- (7) IJU支援事業奨励金の交付申請に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
- (8) 代表申請者選任届（様式第3号）（複数の者が共有している場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 奨励金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を奨励金の交付を受けた年度が終了した後5年間保管しておかなければならないこと。

(2) 交付対象者及び同居家族が、奨励金の交付の確定を受けた日から起算して5年以内を取得した住宅から転居し、又は市外に転出しないこと。ただし、進学の場合その他市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(交付の決定及び確定)

第9条 市長は、奨励金の交付を決定し、及び確定したときは、I J U支援事業奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第4号)により、奨励金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第10条 奨励金の交付の確定を受けた者が奨励金を請求しようとするときは、前条に規定する奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、住宅取得分については規則第13条第9号に規定する請求書を、子育て分及び市内事業者分についてはI J U支援事業奨励金(子育て分・市内事業者分)請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した奨励金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(財産の処分の制限の期間)

第12条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 公示の日

(2) 第3条第1項第3号の改正規定、第6条第2項の改正規定及び第7条の改正規定 令和3年4月1日

別表(第5条関係)

区分	奨励金の額	交付の方法
住宅取得分	住宅の新築又は新築住宅の購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額に相当する額とし、130万円を限度とする。	現金

子育て分	中学生以下の子（中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業するまでの者又は中等教育学校の前期課程を修了するまでの者をいう。以下同じ。）が1人の場合は10万円、2人の場合は20万円、3人以上の場合は30万円とする（当該中学生以下の子と同居する場合に限る。）。	島田市が発行する金券（以下「島田市金券」という。）
市内事業者分	住宅の新築又は新築住宅の購入に要する経費に相当する額とし、50万円を限度とする（特定建築業者と工事請負契約を締結し、住宅を新築した場合又は特定建築業者と建物の売買契約を締結し、新築住宅を購入した場合に限る。）。	

備考

- 1 次に掲げる経費は、住宅の新築又は新築住宅の購入に要する経費から控除する。
  - (1) 交付対象住宅に係るこの要綱に基づく奨励金以外の国、県又は市による補助金、助成金、融資等の対象となる経費のうち、当該補助金、助成金、融資等の額に相当する経費
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認める経費
- 2 この表の規定により算出した奨励金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 島田市金券の取扱いについては、別に定める。

様式第1号（第7条関係）

I J U支援事業奨励金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住 所

氏 名



電話番号

I J U支援事業奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

住宅の所在地					
住宅の共有者	住所	氏名			
住宅の区分	専用住宅 ・ 併用住宅				
延べ床面積	㎡（住居部分 ㎡）				
住宅取得の区分	住宅の新築 ・ 新築住宅の購入				
他の補助金等の有無	無 ・ 有（名称）				
対象経費	工事費・購入費（A）	円			
	他の補助金等の額（B）	円			
	対象経費（A－B）	円			
奨励金申請額					
住宅取得分	円				
子育て分	中学生以下の子 人	申請額			
		1人10万円	円		
		2人20万円			
3人以上30万円					
市内事業者分	該当・非該当	申請額 円			
転入年月日	年 月 日				
住宅取得年月日	年 月 日				
同居家族の状況（申請時現在）					
	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業

世帯主			年 月 日	歳	
世帯員			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	

(注)

- 1 申請額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨ててください。
- 2 住宅取得年月日は、住宅の建築工事の完了日又は建物売買契約の締結日を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

I J U支援事業奨励金の交付申請に係る誓約書兼同意書

I J U支援事業奨励金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

誓約事項

- 1 進学の場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、申請者及びその世帯員は、奨励金の交付を受けた日から5年以内に転居し、又は転出しません。
- 2 奨励金の交付の対象となった住宅を奨励金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し、又は貸し付けません。
- 3 上記の誓約事項に違反し、又は申請内容について事実と異なることが明らかとなったときは、市長の指示に従い、交付を受けた奨励金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

上記の誓約事項が遵守されているか確認するため、市の職員が固定資産課税台帳及び住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること並びに市税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の保育料、水道料、下水道使用料、市営住宅の家賃、子育て世代型住宅の家賃、市の汚水処理場の使用料及び学校給食費保護者負担金の納付状況並びに暴力団員の該当の有無を確認するため、市の職員が関係機関に照会することに同意します。

年 月 日

島田市長

	住所	
申請者	氏名	ⓐ
世帯員	氏名	ⓑ
	氏名	ⓒ
	氏名	ⓓ
	氏名	ⓔ

代表申請者選任届

年 月 日

島田市長

I J U支援事業奨励金の交付申請について、次のとおり代表者を選任したので届け出ます。

代表者の氏名		
住宅の共有者の 住所及び氏名	住 所	氏 名
		①
		②
住宅の所在地	島田市	



様式第4号（第9条関係）

I J U支援事業奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請のあった I J U支援事業奨励金について、次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付決定及び交付確定額 円

〔	内訳	住宅取得分	円
		子育て分	円
		市内事業者分	円
〕			

2 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市 I J U支援事業奨励金交付要綱を遵守すること。

(注)

- 1 住宅取得分については、指定する口座へ振り込みます。
- 2 子育て分及び市内事業者分については、島田市金券により交付します。

様式第5号（第10条関係）

I J U支援事業奨励金（子育て分・市内事業者分）請求書

円

〔 内訳 子育て分 円 〕  
〔 市内事業者分 円 〕

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた I J U支援事業奨励金として、上記の額の島田市金券を請求します。

年 月 日

島田市長

住 所

氏 名

印

電話番号